

香川県報



第 80 号

平成 16 年

10月 8日(金曜日)

目次

告 示

(●印は、県法規集掲載事項) ページ

- 有害図書 の 指定 (青少年・男女共同参画課) 一
- 漁業法の規定による区画漁業の免許 (水産課) 一一
- 漁業法の規定による内水面における区画漁業の免許 () 一二
- 漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅 () 一三
- 道路の区域変更 (二件) (道路保全課) 一四
- 道路の供用開始 () 一五
- 道路の位置指定 (三件) (建築課) 一六
- 昭和五十四年香川県告示第二百六十三号(指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等)の一部改正 (審査課) 一七

公 告

(土地改良課)

監査委員公表

○監査結果に基づく措置の公表 (三件) 一八

告 示

●香川県告示第六百六十五号

香川県青少年保護育成条例(昭和二十七年香川県条例第二十二号)第八条第二項の規定により、次の図書を青少年の福祉を阻害するものとして指定した。

平成十六年十月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定番号	指定年月日	種別	図 書 名	雑誌コード	発行所名	指定理由
161	平成十六年十月一日	雑誌	ザ・ベスト MAGAZINEplusone ザ・ベスト MAGAZINE10 月号増刊	14004-10	(株)ベストセラーズ	内容が著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがある。
162		"	ザ・ベスト MAGAZINEspecial 10月号 (No.135)	14077-10	"	
163		"	ザ・ベスト MAGAZINE 10月号 (No.245)	14003-10	"	
164		"	Menu Free B O M B E R 10月号 (NUMBER-041)	08513-10	"	
165		マンガ誌	Gatsumi 10月号 (No.80)	02393-10	"	
166		雑誌	ホイッパ 10月号 (No.57)	08169-10	(株)コアマガジン	
167		"	別冊 BURKA 10月号	08023-10	"	
168		雑誌	BURST 10月号 (vol.2)	17483-10	"	
169		"	D.r. ピカソ 10月号 (No.115)	06635-10	(株)ハコハコス	
170		"	Oh!ハブズニゾグ!!! D.r. ピカソ特別編集 (Vol.1)	67475-81	"	
171		"	Cream 10月号 (No.147)	03299-10	ライオン出版(株)	
172		"	DX ビデオ&DVD 10月号	06463-10	(株)アザニー	
173		"	ビデオボーイ 10月号 (No.246)	07679-10	英知出版(株)	
174		"	KETAI BANDITS 10月号 (vol.40)	13319-10	ミッオン出版(株)	

175	雑誌	TATTOO TRIBAL 10月号 (vol.15)	15943-10	富士美出版 (株)
176	雑誌	ホワイチイ コミック まあるまん特別 編集 (Vol.3)	67862-79	徳ぶんか社
177	雑誌	パソコンパラダイス 10月号 (Vol.149)	07483-10	徳メデアア ックス
178	コミック 誌	コミック JUNE 10月号 (VOL.39)	03843-10	徳マカジン ・マカジン
179	雑誌	Miniパラ カーマン劇場10/4増刊 号 (VOL.5)	11816-10/4	徳竹書房
180	雑誌	裏モノ JAPAN 10月号	01805-10	鉄人社

●香川県告示第六百六十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、平成十六年香川県告示第五百八十号（以下「告示」という。）で公示した区画漁業について、平成十六年十月一日次のとおり免許した。

平成十六年十月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 免許番号 別表のとおり
- 二 漁業の名称及び時期並びに漁場の位置及び区域 告示のとおり
- 三 存続期間 平成十六年十月一日から平成二十年九月三十日まで
- 四 制限又は条件 告示のとおり
- 五 漁業権者の氏名又は名称及び住所 別表のとおり

免許番号	告示中の番号	漁業権者	
		氏名又は名称	住 所
区第128号	1	土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町甲24番地90

区第129号	2	四海漁業協同組合	小豆郡土庄町伊喜末1番地4
区第104号	3	内海町漁業協同組合	小豆郡内海町苗羽甲2281番地1
区第105号	4	内海町漁業協同組合	小豆郡内海町苗羽甲2281番地1
区第106号	5	内海町漁業協同組合	小豆郡内海町苗羽甲2281番地1

●香川県告示第六百六十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、平成十六年香川県告示第五百八十九号（以下「告示」という。）で公示した内水面における区画漁業について、平成十六年十月一日次のとおり免許した。

平成十六年十月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 免許番号 別表のとおり
- 二 漁業の種類、名称及び時期並びに漁場の位置及び区域 告示のとおり
- 三 存続期間 平成十六年十月一日から平成二十一年三月三十一日まで
- 四 制限又は条件 告示のとおり
- 五 漁業権者の氏名又は名称及び住所 別表のとおり

免許番号	告示中の番号	漁業権者	
		氏名又は名称	住 所
内区第276号	1	川西 孝利	高松市上福岡町663-13
内区第277号	2	宮本 一重	三豊郡高瀬町大字比地2959-1

●香川県告示第六百六十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、福田加入区について、平成十二年香川県告示第六百四十七号による保険に付すべき義務は、平成十六年十月五日限り消滅したので告示する。

平成十六年十月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第六百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十月八日から同月二十九日まで一般の縦覧に供する。
 平成十六年十月八日

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 善通寺詫間線（四十八号）
- 三 道路の区域

香川県知事 真 鍋 武 紀

区 間	変 更		備 考	
	前後別	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)
善通寺市吉原町字口ノ町五二四番 一地先から 善通寺市吉原町字西瀬二二六八番 一地先まで	前	六・七 一・九・四	九九三	交通安全施設 工事による 自転車歩 行者道の整 備
	後	一・二・三 四・四・二	九九三	

●香川県告示第六百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十月八日から同月二十九日まで一般の縦覧に供する。
 平成十六年十月八日

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 本町小瀬土庄港線（二百五十四号）
- 三 道路の区域

香川県知事 真 鍋 武 紀

区 間	変 更		備 考
	前後別	敷地の幅員 (メートル)	

小豆郡土庄町字堀切甲一四八〇番 四地先から 小豆郡土庄町字堀切甲一四八〇番 四地先まで	変 更		備 考	
	後	前		延 長 (メートル)
	一〇・七	八・六 九・〇	一五	交通安全施設 事業による 現道拡幅

●香川県告示第六百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。
 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十月八日から同月二十九日まで一般の縦覧に供する。
 平成十六年十月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 長尾丸亀線（四十六号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)	備 考
	前	後		
丸亀市川西町南字香川方一三二五番一地先 から 丸亀市川西町南字中方一〇七三番一五地先 まで	一六・一	三・七	三九	平成十四年 香川県告示 第七百六十 一号で変更 した区域の 一部

●香川県告示第六百七十二号

四 供用開始の期日 平成十六年十月八日
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。
 平成十六年十月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 坂土指道 第十二号
- 二 指定 年月日 平成十六年九月二十一日
- 三 指定道路の位置 綾歌郡綾歌町岡田西字新田二五二一四、二五二一六、二五二一八、二五四一三、二五四一四、二五六一四、二五七一四、二五七一六及び同地先農道・水路
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇〇メートル及び五・〇〇メートル 延長 一〇八・〇四メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県坂出土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第六百七十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年十月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 善土指道 第十五号
- 二 指定 年月日 平成十六年九月二十一日
- 三 指定道路の位置 丸亀市田村町字道東一六五四一及び一七五四一二
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇〇メートル及び五・〇〇メートル 延長 五五・八三メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第六百七十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年十月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 善土指道 第十六号
- 二 指定 年月日 平成十六年九月二十一日

- 三 指定道路の位置 仲多度郡多度津町大字南鴨字北ノ口四九三一六及び四九三一一〇
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇〇メートル 延長 四八・〇二メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第六百七十五号

昭和五十四年香川県告示第二百六十三号(指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等)の一部を次のように改正し、平成十六年十月一日から適用する。

平成十六年十月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定金融機関 2 指定金融機関の店舗の名称及び位置並びに取り扱う所等の表伊野支店の項中「吾川郡伊野町」を「吾川郡いの町」に改める。

公 告

●香川県公告第四百八十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十六年九月二十七日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十六年十月二十二日から同年十一月十一日まで縦覧に供する。

平成十六年十月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市古高松土地改良区	単独県費補助土地改良事業平木池地区	高松市産業部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業本三地区	〃

監査委員公表

●香川県監査委員公表第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。
平成16年10月8日

1	監査対象部局	政策部及び出納局	香川県監査委員	鎌田守恭	延治義
2	監査対象年度	平成15年度		同	同
3	措置の状況			同	同

指導注意事項	監査の結果（対象機関）	措置の状況
ア 超過勤務手当及び休日給の支給に当たり、支給割合を誤っているので、正当額との差額分を追給する必要がある。（政策課） イ 旅費の支給について 公用車利用による土庄町及び内海町への出張旅費の支給に当たり、日当の額を誤っているので、正当額との差額分を返納させる必要がある。（県民参画課）	平成16年9月分の給与支給時に追給済みである。	平成16年9月に返納済みである。

●香川県監査委員公表第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成16年10月8日

香川県監査委員

鎌田守恭
同
同
同
石川瀨員
同

- 1 監査対象部局 環境森林部
- 2 監査対象年度 平成15年度
- 3 措置の状況

指導注意事項	監査の結果（対象機関）	措置の状況
超過勤務手当又は休日給の支給に当たり、支給割合を誤っているので、正当額との差額分を返納させ又は追給する必要がある。（環境・水政策課、廃棄物対策課、森林セクター、直島環境セクター）	平成16年4月に追給済みである。（直島環境セクター）	平成16年4月に返納済みである。（環境・水政策課、廃棄物対策課） 平成16年3月に返納済みである。（森林セクター） 平成16年4月に追給済みである。（直島環境セクター）

●香川県監査委員公表第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。
平成16年10月8日

香川県監査委員

鎌田守恭
同
同
同
石川瀨員
同

- 1 監査対象部局 農政水産部
- 2 監査対象年度 平成15年度
- 3 措置の状況

指導注意事項	監査の結果（対象機関）	措置の状況

<p>指導注意事項</p>	<p>ア 賃金の支給について 臨時職員の期末賃金の支給に当たり、支給日数を誤って算定したため、正当額との差額分を返納させ又は追給する必要がある。(農業試験場、東讃農業改良普及センター)</p> <p>イ 通勤手当の支給について 自動車で高速自動車道を利用して通勤する職員の通勤手当の支給に当たり、給与電算処理システムの入力を誤っているものが見受けられたので、正当額との差額分を返納させる必要がある。(畜産試験場)</p> <p>ウ 超過勤務手当等の支給について 超過勤務手当又は休日給の支給に当たり、支給割合を誤っているため、正当額との差額分を返納させ又は追給する必要がある。(農業生産流通課、農業試験場、東讃農業改良普及センター、中讃農業改良普及センター、農業大学校)</p> <p>エ 特殊勤務手当の支給について 用地交渉等業務手当の支給に当たり、従事日数を誤って算定したため、正当額との差額分を追給する必要がある。(東讃土地改良事務所)</p>	<p>農業試験場については、平成16年2月分の賃金で追納済みで、東讃農業改良普及センターについては、平成16年5月分の賃金で返納済みである。</p> <p>平成16年3月分の給与で返納済みである。</p> <p>農業生産流通課については、平成16年6月分の給与で返納し、農業試験場については、平成16年3月分の給与で返納し、東讃農業改良普及センターについては、平成16年6月分の給与で返納及び追給し、中讃農業改良普及センターについては、平成16年7月分の給与で返納し、農業大学校については、平成16年3月分の給与で返納及び追給しており、それぞれ処理済みである。</p> <p>平成16年3月分の給与で返納済みである。</p>	<p>検討指示事項</p> <p>登記事務処理の推進について 用地の未登記の解消については、これまででも努力されているところであるが、依然として多数の未登記件数が見受けられるので、引き続きその解消に向けて取組が必要である。(土地改良課)</p> <p>これまで未登記土地の処理要領に基づき、未登記事務の処理に努めてきたところであり、今後とも、登記事務の適正な処理に努める。</p>
---------------	---	--	--

